

工事の進捗状況



なるこいっくわん
鳴子国道だより

R3.11.30
第 84 号

発行元
仙台河川国道事務所
鳴子国道維持出張所
TEL 0229-84-7575



地点名表示板の交換をしました



防雪柵の設置をしています



橋を造っています



民有地の樹木の管理をお願いします！！

●道路にはみ出している樹木、枯れている木等の剪定、伐採をお願いします●

民有地から樹木が道路や歩道にはみ出している場合は、歩行者や車輛の通行に支障となりますので、樹木の伐採や剪定をお願い致します。樹木が道路や歩道にはみ出していると次のような危険があります。

- 歩行者がけがをする恐れがあります。また、倒木が歩道をふさぐと歩行者は車道歩くことになり、交通事故発生の恐れがあります。
- 通行する車両が枝などに接触し、壊れたり傷ついたりする恐れがあります。
- 道路標識が樹木で隠れることにより、安全運転の妨げになり交通事故発生の原因となることがあります。
- 樹木に雪が積もり、その重みで道路に倒れ、走行中の車輛と衝突する恐れがあります。枯れていたり、傾いている場合も風や雪で倒れる危険がありますので、伐採や剪定を行い適切な管理をお願い致します。



●伐採・剪定を行う前に連絡をお願いします●

道路や歩道に民有地からはみ出した樹木や倒木によって被害が発生した場合は、樹木の所有者に対しても損害賠償等の責任に問われる場合があります。伐採や剪定の作業をする際、危険が及ばないように交通規制をしたり斜面からの石が道路上に転がり落ちたりしないように防護処置をお願い致します。

がんばろう！東北

道路緊急ダイヤル 緊急通報 #9910

仙台河川国道事務所 鳴子国道維持出張所は、宮城47号のうち国道4号との交差点から山形県境までを維持管理しています。
みやぎの「かわとみち」情報が満載！仙台河川国道事務所ホームページはこちら → <http://www.thrmltgo.jp/sendai>

